

コンプライアンス(法令等遵守)

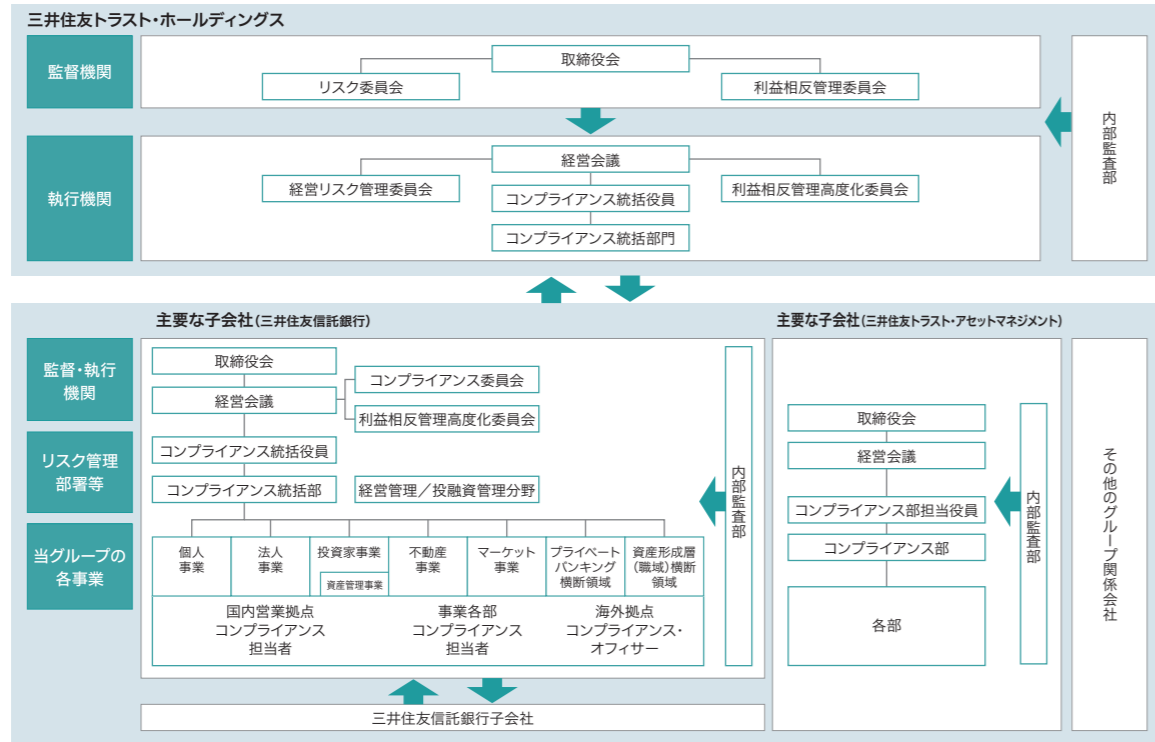
1 当グループの基本的な取り組み方針およびグループのコンプライアンス態勢

当グループでは、コンプライアンスを、当グループの経営理念、目指す姿である「The Trust Bank」の実現に必要な経営上の最重要課題の1つと捉え、「行動規範(バリュー)」において「法令等の厳格な遵守」を掲げるとともに、取締役会が定める「コンプライアンス規程」において、グループの基本方針、役員・社員等が遵守すべき基準、コンプライアンスを実現するための組織体制等を定めています。

また、当グループでは、昨今の環境変化や社会的期待の高まりを踏まえ、「The Trust Bank」にふさわしいコンプライアンス態勢として、法令・ルールへの遵守に留まらないベター・

ベストのプラクティスの実践に取り組んでおり、さらなる信頼確立に向けてステークホルダーの期待に応えていきます。

上記を実現する具体的な実践計画として、年次「コンプライアンス・プログラム」を取締役会の承認を受け策定し、取締役会が定期的にその進捗状況の評価を行っています。また、グループ各社においては、業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、当社が各社のコンプライアンス・プログラムの策定、進捗・達成状況の指導・監督を行う等、グループ全体のコンプライアンス態勢を管理しています。



2 コンプライアンス意識の徹底に向けた取り組み

当グループでは、遵守すべき法令などの解説、違法行為や不適切な行為を発見した場合の対処方法などを示した「コンプライアンス・マニュアル」をグループ全体に周知徹底しています。また、グループ全体のコンプライアンス意識を高く保つため、コンプライアンス研修を強化しています。具体的には当社からのeラーニング研修、ディスカッション型勉強会等の研修資料の提供のほか、グループ会社において各

社の業務・商品の特性等に応じた研修・勉強会の実施、個別テーマに関するeラーニング研修の実施などを通じて、意識浸透に取り組んでいます。

さらに、当グループでは、コンプライアンス意識の徹底状況を的確に把握するため、主要な子会社等においてコンプライアンスに関する意識調査を通じ、課題把握と改善に取り組んでいます。

3 ホットライン制度

当グループでは、役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に法令違反行為等を直接通報できる制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、通報者に不利益な取り扱いを厳禁とするほか、電話(外部弁護士事務所)やWebシステム(社内通報

窓口(三井住友信託銀行))などの簡易な通報手段も整備しています。また、不適切な会計処理などについて通報可能な会計ホットラインも設置しています(資料編P.376ご参照)。

※当グループにおける通報件数等については別途発行していますサステナビリティレポート(<https://www.smth.jp/-/media/th/sustainability/report/2021/full/11.pdf>)をご参照ください。

4 マネー・ローンダリング等防止・反社会的勢力排除に係る取り組み

当グループでは、「マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針」を公表し、金融サービスの不正利用を防止するため、海外拠点を含むグループ各社の定期的なリスク評価、リスクに応じた低減措置等の態勢整備状況の監督、高度化の指導等、継続的な態勢高度化を行っています。また、当社はグループ各社が実施するマネー・ローンダリング等防止に関する社内研修や専門資格の取得支援等に対する研修資料の提供や助言といった支援を実施しており、グループ全体でのマネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に取り組んでいます。

当グループでは、「行動規範(バリュー)」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを宣言し、反社会的勢力との取引防止に取り組んでいます。各種商品・サー

ビス等への暴力団排除条項の導入のほか、取引開始後に反社会的勢力であることが判明した場合は、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、取引解消に向けた対応を行っています。また、反社会的勢力との取引防止意識を強固なものとするため、役員・社員を対象とした反社会的勢力との取引防止研修を毎年度実施しています。

※当グループではマネー・ローンダリング等防止を、下記①~③に係る金融サービスの不正利用を防止することと称しています。
①マネー・ローンダリング:犯罪など不正・不法活動によって得られた資金を、捜査機関による発見・検挙を逃れて獲得する行為
②テロ資金供与:テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のため、資金や場所等を収集・提供等して支援する行為
③拡散金融:大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為
※マネー・ローンダリング等防止・反社会的勢力排除に係るより詳細な取り組みについては、別途発行していますサステナビリティレポート(<https://www.smth.jp/-/media/th/sustainability/report/2021/full/11.pdf>)をご参照ください。

5 贈収賄・汚職*防止に向けた取り組み

当グループでは、「贈収賄・汚職防止に関する法令等遵守方針」を公表し、経営陣による監督の下、贈収賄・汚職防止プログラムを実施しています。当該プログラムは、定期的な贈収賄・汚職に係るリスク評価を通じ、見直し・強化を図っており、特にリスクが高い海外拠点等で迅速かつ適切な対応がとれるよう現地法専門弁護士と海外拠点との緊密な連携を構築するなど、態勢高度化に取り組んでいます。

また、当グループでは、毎年度、役員・社員等に対する研修

を実施しており、贈収賄リスクに直面する可能性の高い部署については、追加的な専門研修を実施し、遵守に係る誓約書の提出も受けています。

※当グループでは「贈収賄・汚職」を、相手方に不当な影響を及ぼす意図をもって行う接待、ならびに金銭および物品の贈答、その他の利益提供の申し込み、約束および提供する行為、提供者に不当な便宜等を図る意図をもって、財物等を受領し、または請求する行為と定義しています。
※贈収賄防止に係るより詳細な取り組みについては、別途発行していますサステナビリティレポート(<https://www.smth.jp/-/media/th/sustainability/report/2021/full/11.pdf>)をご参照ください。

6 インサイダー取引防止に向けた取り組み

当グループでは、「インサイダー情報管理規程」において、業務遂行にあたり取得したインサイダー情報の管理方法を定め、厳正に管理しています。

また、定期的なインサイダー取引防止に係る研修態勢を整備するとともに、社内規程類の遵守を約する内容の誓約書の提出を役員・社員等から受けています。